

イオンリート投資法人第6回無担保投資法人債 (グリーンボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、イオンリート投資法人が発行するグリーンボンド（以下「本グリーンボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンドで調達された資金は、その全額が、適格クライテリアを満たすグリーン適格資産に該当する「イオンモール鹿児島」および「イオンモール甲府昭和」の取得にかかる既存借入金の借換資金に充当される予定です。

イオンリート投資法人は、グリーンボンドの発行を含むグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」^{※1}「グリーンボンドガイドライン 2017年版」^{※2}「グリーンローン原則（Green Loan Principles）」^{※3}に即したグリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。イオンリート投資法人は、グリーンファイナンス・フレームワークおよび本グリーンボンドに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）より「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」^{※4}および「JCR グリーンボンド評価」^{※5}の最上位評価である「Green 1（F）」の本評価と「Green 1」の予備評価をそれぞれ取得しています。

なお、本グリーンボンドに係る第三者評価を取得するに際し、JCRは、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より環境省の2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業^{※6}の補助金交付対象の交付決定通知を受領しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまのESG債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{※7}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのESG債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESG をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

※1 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

※2 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年3月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

※3 「グリーンローン原則(Green Loan Principles)」とは、ローン市場協会(LMA)及びアジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

※4 「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、ICMA が作成したグリーンボンド原則、LMA 及び APLMA が作成したグリーンローン原則並びにグリーンボンドガイドラインを受けた発行体又は借入人のグリーンボンド発行又はグリーンローン借入方針(グリーンファイナンス方針)に対する JCR による第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。本投資法人債の「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、以下の JCR のホームページに掲載されています。<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

※5 ICMA が作成したグリーンボンド原則及びグリーンボンドガイドラインを受けた発行体のグリーンボンド発行に対する JCR による第三者評価をいいます。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCR グリーンボンド評価」が決定されます。

※6 「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」の内容については、次のウェブサイトをご参照ください。

環境省グリーンボンド発行促進プラットフォームウェブサイト

<http://greenbondplatform.env.go.jp/support/subsidy.html>

※7 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。